平成 25 年 1 月 11 日(金)

「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について（三局長通達）」の解釈に関する協議の結果

前提

河川法及び道路法において、それぞれ原因者負担の原則は示されているが、橋梁改築工事については、河川管理者と道路管理者双方に利があることから、三局長通達では河川法と道路法を踏まえ、相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用負担について定めている。

費用負担の対象範囲は、その橋梁改築工事が成り立つために必要な費用であり、例えば、河川占用に付される河川管理施設等構造令による条件も対象範囲である。

協議（確認）結果

1．三局長通達に関する解説や追加通達の適用について

質問：平成 43 年の解説（提議等及び逐条解説）や平成 6 年の道路橋示方書の一部改訂に伴う通達は、三局長通達の通達日（昭和 43 年 8 月 1 日）から適用（遡及）という理解でよろしいか？　Yes　or　No

回答：三局長通達の解説については、通達と同じ昭和43年8月1日付けであること、また、平成6 年 8 月18 日付け道路橋示方書の一部改訂に伴う通達は、三局長通達の解釈を示すものであるが、今後も「三局長通達」によることとしている。よって、遡及すると考える。

【資料１ｐ１７７６】

2．「橋梁の質的改良」となる支間の拡大の解釈について

質問：下表において、②から④の場合、質的改良の適否は如何か。

改築前	改築後(基準支間長となる)	質的改良 or 否
① 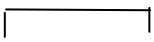 １径間（基準支間長未満）	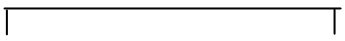 １径間（基準支間長以上）	否
② 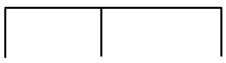 ２径間（基準支間長未満）	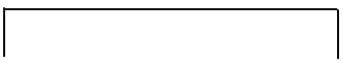 １径間（基準支間長以上）	質的改良
③ 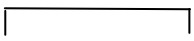 １径間（基準支間長未満）	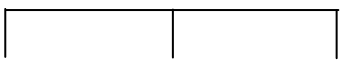 ２径間（基準支間長以上）	否
④ 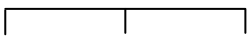 ２径間（基準支間長以上）	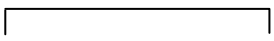 １径間（基準支間長以上）	一般的ではないが否

質問：②及び③について、基準支間長の解釈を現在の河川管理施設等構造令における基準支間長ではなく、改築前の橋梁が設置された当時の基準、例えば県の「河川砂防設計基準（昭和43年7月）」など準拠したり、当時の支間長に関する考え方が不明な古い橋梁は、基準支間長の考え方を適用しないこととできないか？（従前の構造を法令に適合させることは、原因者工事による必要な範囲の支出と考えるが。）

回答：三局長通達の解説において、基準支間長の明示がされていること、また、適用に関する但し書きないことからも、現在の河川管理施設等構造令における基準支間長を適用するものと考える。【資料１ｐ１７６３】

質問：④について、スパンを少なくしたという意味で質的改良となるのか？

回答：改築前の支間長が基準支間長以上であるため、質的改良にあたらないと考える。しかし、長大スパンとすることは一般的にはコスト的に不利であるため、経済性や景観などの他の由から長大スパンの必要を説明すべきである。

３．橋梁が質的改良される場合（相互に関連する工事）の費用負担の対処範囲等について

①護岸について

質問：護岸の費用負担の対象範囲は次の図の着色箇所と考えて良いか。

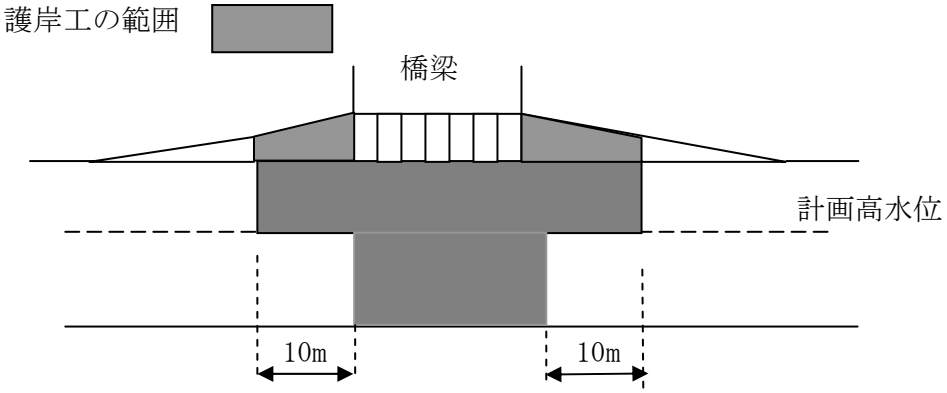

回答：橋梁工事に伴う護岸の必要範囲は、河川管理施設等構造令第65条、施行規則第31条の条件によって決定し、その範囲が費用負担の対象範囲となる。計画高水位より低い護岸については、橋台の端部から10m以上になる場合があります。なお、桁高による河川縦断方向の道路が擦りつけ部の築堤も河川管理施設等構造令及び施行規則による条件であり、橋梁本体の費用負担の対象範囲であると考える。【資料２ｐ３１９～】

護岸工の範囲の概念図

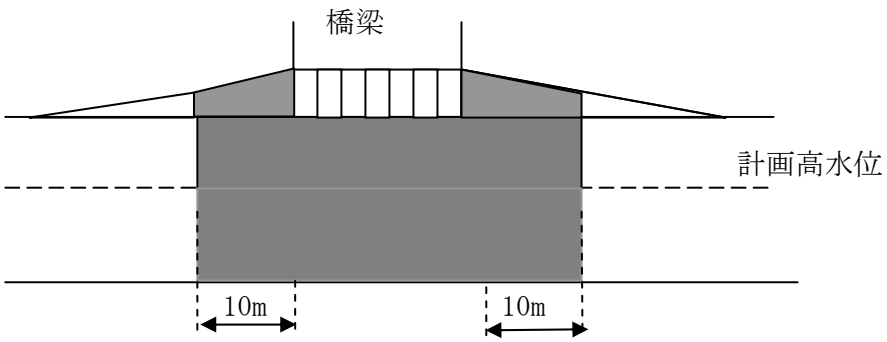

質問：上図 [■] の範囲の費用負担率は如何に。また、護岸工事に含まれる費用の範囲は？

回答：護岸工は、橋梁工事に伴う河川管理施設等構造令の条件であり、解説Ⅰ提議等の３及び４と照らしても、橋梁本体の負担率と考える。【資料１ｐ１７６２、資料３】

橋梁改築工事が成り立つために必要な費用が費用負担の対象となる。解説Ⅰ提議等の３に照らして見た場合「・・・付帯設備等の・・・含む」の等に含まれ、橋梁本体の負担率と考える。【資料１ｐ１７６２】

②水防用道路について

質問：水防用道路とは、河川管理用通路のことか？　Yes or No

回答：河川管理施設等構造令より、河川管理用通路は水防活動も機能の一つであり、河川管理用通路のことと考える。【資料２ｐ１５１】

質問：水防用道路（河川管理用通路）の費用負担の考え方について、河川管理施設等構造令により条件を付された場合、道路構造令が適用される余地がないのではないか。そこで、市道が占用している場合には、取付道路扱いとするのではなく、すべて水防用道路の補償工事扱いとすべきではないか。

回答：解説１－１０は、折半負担に取付道路の著しい質的改良は含まない旨の説明であり、道路管理者側で縦断勾配の改良を行う場合、折半の範囲は道路構造令によるとしたもの。河川管理施設等構造令の概ね６％は、河川管理用通路のみに適用し、道路構造令を否定するものではない。【資料１ｐ１７６５、資料２ｐ３２４～】

また、三局長通達解説Ⅰ定義等の２における水防用道路とは、市道占用がなされていなく、河川管理用通路のみの場合で、市道占用がなされているものは、取付道路の本工事扱いと考える。結果的に、水防用道路と取付道路のどちらであっても、その費用負担に差は無いこととなる。

質問：水防用道路（取付道路）の費用負担の範囲は？

回答：橋梁改築工事が成り立つために必要な費用が費用負担の対象となる。

参考資料

■三局通達（抜粋）と解説抜粋

１．相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用について

(1)　橋梁が質的に改良される場合においては、橋梁の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの 1/2 を負担する。

(2)　略

(3)　(1)の場合において、取付道路の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの 1/2 を負担し、(2)の場合において、・・・・・・・・。

２．河川工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、１．

に定める場合を除き、河川管理者が負担するものとする。

（解説抜粋）
本項は、‥‥‥、「１．に定める場合を除き」としたのは、橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。

３．道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、１．に定める場合を除き、次に定めるところによるものとする。

(1) (2)　略

（解説抜粋）
本項は、‥‥‥、「１．に定める場合を除き」としたのは、橋梁を改築する場合で、改築される橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。

■解説＿Ⅰ定義等の抜粋

３　橋梁の新設又は改築に要する費用には、本工事費のほか、‥‥、護岸工、‥‥を含む。

４　取付道路の新設又は改築に要する費用には、本工事費のほか、‥‥水防用道路の補償工事費、‥‥を含む。

４．Ⅱ逐条解説の３の解釈について

質問：改修済の河川、改修計画のある河川において、道路管理者側から橋梁を質的に改良する場合は、河川管理者側も積極的に橋梁改築費の費用負担をするべきと解釈できるが、そのような取り扱いでよろしいか？

回答：そのとおりと考える。この場合、道路側で１／２以上の費用負担が必要です。
また、解説３－５に質的改良がない場合は「河川改修計画に合わせて完成橋梁を架設することが望ましいが、これによることが著しく困難な場合（例えば、引堤計画が相当長期間にわたって実施されない場合で、河川の改修計画に合わせて完成橋梁を架設することが、道路側として著しく先行投資となる場合）には、暫定的に架設できるという規定。この場合には、将来の河川工事によって必要を生ずる橋梁の継足、嵩上及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、橋梁継足区間の掘削は河川管理者が行う。」としている。【資料１ｐ１７６８】

参考資料

■解説抜粋

３．道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、１．に定める場合を除き、次に定めるところによるものとする。

(1) (2)　略

解説抜粋
3－1　本項は、改修済の河川又は河川の改修計画の実施に先行して、橋梁を新設又は改築する場合の原則を示したものであるが、「１．に定める場合を除き」としたのは、橋梁を改築する場合で、改築される橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道

路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。従って‥‥。

※以上の趣旨からすると、改修済の河川、改修計画のある河川において、道路管理者側から橋梁を質的に改良する場合は、河川管理者側も積極的に橋梁改築費の費用負担をするべきと解釈できるが、そのような取り扱いでよろしいか？

５．その他（用語の確認）

質問：解説３－２で「「河川の改修計画」とは、直轄河川にあっては工事実施基本計画、補助河川にあっては全体計画をいい、いずれも長期計画は対象としない。」としている。「河川の改修計画」とは、河川法の「河川整備計画」のことか。

回答：河川管理施設等構造令では、占用物を含む河川管理施設等は、「河川整備基本方針」との整合性を要求しており、河川整備計画ではなく、将来計画を有する「河川整備基本方針」と考える。【資料２ｐ１９】

質問：全体計画とはなにか。

回答：改正前河川法第７９条（建設大臣の認可）に位置づけられた計画であり、工事実施基本計画の下位計画であり将来計画が含まれている。
なお、工事実施基本計画は改正前河川法第１６条（工事実施基本計画）に位置づけられている。

質問：長期計画とはなにか。

回答：河川法等、法令で定めのない計画と考えられる。（任意の計画で河川側から過度な条件を要求しないためと考えられる。